

## アラブ イスラーム学院同窓会規約

### 同窓会規約

#### 第1章 総則

- 第1条 本会はアラブ イスラーム学院(以下、「学院」という)同窓会と称する。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、学院の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、事務局を学院内に置く。

#### 第2章 会員

- 第4条 本会は次の会員をもって組織する。
- |         |  |
|---------|--|
| 1) 正会員  | ア) 学院を卒業した者<br>イ) 学院に一定期間在学した者で、本人が入会を希望し、役員会の承認を得た者 |
| 2) 特別会員 | 学院の現職員および旧職員   |
| 3) 準会員  | 学院在校生  |

#### 第3章 活動

- 第5条 本会は、次の活動をおこなう。
- 1) 会員名簿の作成・管理
  - 2) 会員への広報
  - 3) 会員相互の親睦の増進、並びに学院の諸活動に対する協力

#### 第4章 役員

- 第6条 本会に次の役員を置く。  
名誉会長 学院学院長  
会長1名 副会長5名以内 事務局長1名 書記5名以内  
会計5名以内 監査役5名以内 幹事 卒業期毎に若干名
- 第7条 役員の設定は次の方法による。
- 1) 役員は、総会において選任し、名誉会長が委嘱する。
  - 2) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 3) 前2項にかかわらず、幹事の任期は定めのないものとし、役員会は必要があるときは、幹事の選任及び退任を決議することができる。
  - 4) 任期満了前に役員が辞任した場合は、次の総会までの間、会長は当該役員に代わる仮の役員を選任することができる。

第 8 条	本会には、名誉顧問、顧問を置くことができる
第 9 条	<p>役員の仕事は次のとおりとする。</p> <p>1) 会長は、本会を代表し、すべての会務を主宰する。</p> <p>2) 副会長は、会長を補佐し、会員相互の連絡につとめるとともに、本会の重要案件を審議する。また、会長に事故があったとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>3) 事務局長は、総会 役員会の決定に基づき円滑な会の運営および事務処理を行う</p> <p>4) 書記および会計は事務局長を補佐し、書記は、本会の記録を精査し、会計は、本会の経理を処理する。</p> <p>5) 監査役は、本会の運営並びに会計に関する監査を行い、結果を総会並びに学院に報告する。</p> <p>6) 幹事は、本会の活動に協力する。</p>
第 10 条	<p>1) 本会の役員会は、会長 副会長 事務局長 書記 会計 監査役及び幹事(職務上必要がある場合)の出席により、予算・決算、役員の仕事分担、総会の開催、その他総会と総会の間の本会の運営に関する必要な事項を協議決定する。</p> <p>2) 役員会の議決は、決議に参加した役員の過半数による。</p> <p>3) 監査役は役員会の決議に参加しない。</p> <p>4) 役員会は、会長が招集する。</p>
<b>第 5 章 総会</b>	
第 11 条	<p>1) 定時総会は年 1 回開催し、臨時総会は役員会が必要と認めたとときに開催する。</p> <p>2) 総会は、会長が招集する。</p> <p>3) 総会において、役員会は、本会の活動及び会計の報告並びに次年度の活動予定を報告し、以下の事項を決議に付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員を選任</li> <li>・規約の改正</li> <li>・その他役員会の決定した事項</li> </ul> <p>4) やむをえない事由により総会を招集することが困難な場合は、前項の付議事項につき、役員会が決議を行い、その後に開催される総会までの間、当該決議をもってこれに代えることができる。</p>
第 12 条	総会の議決は、出席者の過半数による。
<b>第 6 章 会計</b>	
第 13 条	本会の会計は、学院の計算において行なう。
第 14 条	本会の経費の出納は、学院の担当者が行なう。
第 15 条	本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

## 第7章 規約改正

第16条	本規約の改正を必要とするときは役員会において決議し、総会で承認を得るものとする。
------	--

## 第8章 附則

第17条	会員は、転居・改姓名・死亡等異動のあったときは事務局に連絡する。
------	----------------------------------

第18条	本会運営上、必要な細目は役員会において別に定める。
------	---------------------------

第19条	本規約は、2018年4月21日より施行する。
------	------------------------